

令和5年度「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」実施要項

1 趣旨

昨今における、少子高齢化やインターネットの利用拡大等の進展は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

県内の青少年を巡る非行情勢については、検挙人員は減少しているものの、青少年のスマートフォン所持率が急速に高まる中、児童買春・児童ポルノ禁止法違反などの非行が高水準で推移し、被害についても、インターネット利用に起因する犯罪被害やトラブルに遭う事例が絶えないなど、非行・被害の両面において予断を許さない状況となっている。また、新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」の定着に伴い、子供が自宅でインターネットを利用する時間が増えたことから、不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の更なる増加も懸念される。

次代を担う青少年を健全に育成することは、県民全体に課せられた責務であり、関係機関・団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行・被害防止等について、県民の理解を深めるとともに、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、各種取組を集中的に実施することで、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。

なお、取組に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、地域の実情に応じた効果的な活動を行うこととする。

2 期間

令和5年7月1日（土）から令和5年7月31日（月）までの1か月間

3 主唱

静岡県青少年対策本部（静岡県、静岡県教育委員会、静岡県警察本部）

4 参加

各市町、各市町教育委員会、静岡県青少年育成会議、各青少年育成市町民会議

5 協賛

第73回「社会を明るくする運動」静岡県推進委員会

6 最重点課題

インターネット利用における子供の犯罪被害等の防止

近年、児童買春、児童ポルノを始めとする子供の性被害が後を絶たず、特に SNS を利用した子供の性被害等については、社会的関心も高い。このため、インターネット利用に係る子供の性被害を防止するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、フィルタリングの更なる利用促進を図るほか、児童買春、児童ポルノなどの SNS 等に起因する事犯の取り締まりを強化するとともに、親子間のルール作りや情報モラルを身に付けるため、「親子で話そう!! わが家のケータイ・スマホルール」の普及や「小中学校ネット安全・安心講座」の積極的な開催、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の周知等、青少年や保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進する。

また、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害等の子供の性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。

7 重点課題

(1) 有害環境への適切な対応

「JKビジネス」等に係る被害を受けることがないように、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

また、図書やDVD、玩具等の販売店・レンタル店等対象店舗に対して、有害図書類、有害玩具類等の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年購入等の禁止掲示、青少年への販売・貸付け等の禁止等について、立入調査等を通じその状況の調査・点検を実施するほか、カラオケボックス、インターネットカフェ等の深夜入場制限対象施設に対しては、午後11時以降翌日午前4時までの間の青少年の入場禁止、その旨の掲示について指導するなど、「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に基づく対策の徹底を指導する。

このほか、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を関係業界と連携して推進する。

(2) 薬物乱用対策の推進

学校における薬物乱用防止教室のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に近年、青少年による大麻の乱用が拡大しており、青少年への更なる広がりが懸念されることから、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(3) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、各市町教育委員会、青少年補導センター、児童相談所、警察（サポートセンター）等、様々な青少年相談窓口について周知されるよう、十分な広報活動を行う。

補導活動においては、学校、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な活動等を展開する。特に、飲酒・喫煙や深夜はいかいなどの不良行為を行っている少年の早期発見、補導等に努め、的確な助言及び指導等を行う。

さらに、万引きや自転車盗などの初発型非行を未然に防止する環境づくりのために、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として特殊詐欺に加担している現状に鑑み、積極的な情報発信や注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

加えて、特殊詐欺に限らず、SNS等で募集されているアルバイト勧誘に軽はずみに応じることは、重大な犯罪に関与することになりかねないこと等について啓発する。

(4) 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の子供を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなど

の取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、就労支援・修学支援を一層推進する。

(5) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、各種の相談窓口における対応の充実とその周知を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図る。

また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフィールサイト、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対してはその特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付けるための法教育を推進する。

(6) 「地域の青少年声掛け運動」の推進

「地域の青少年声掛け運動」は、青少年に周りの大人が積極的にかかわることにより、その健全な育成を支援するもので、青少年が非行に陥りにくい環境を構築する予防的効果とともに、被害防止的効果も期待されることから、保護者をはじめ、広く地域住民に対する広報を積極的に行い、運動の周知と参加者の拡大、活動の定着を図る。

8 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、青少年の非行と被害の防止は社会の責務であり、県民一人ひとりが真剣に取り組んでいかなければならないという意識を啓発するとともに、地域住民の主体的取組を促進する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行

防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年対策に関連する諸施策との連携に配慮する。